

参考条文

弁護士法

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第七十三条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

(非弁護士の虚偽標示等の禁止)

第七十四条 弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

3 弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

建築士法

(一級建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条 左の各号に掲げる建築物(建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。)を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーディトリウムを有しないものを除く。)又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が五百平方メートルをこえるもの
- 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえるもの
- 四 延べ面積が千平方メートルをこえ、且つ、階数が二以上の建築物
 - 2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

(一級建築士又は二級建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条の二 前条第一項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合においては、一級建築士又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 前条第一項第三号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三十平方メートルを超えるもの
- 二 延べ面積が百平方メートル(木造の建築物にあつては、三百平方メートル)を超え、又は階数が三以上の建築物
 - 2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
 - 3 都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、第一項の規定にかかわらず、条例で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るものを除く。)を別に定めることができる。

(一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければできない設計又は工事監理)

第三条の三 前条第一項第二号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 2 第三条第二項及び前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「同項各号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るものを除く。)」とあるのは、「次条第一項に規定する延べ面積」と読み替えるものとする。

(監督処分)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が左の各号の一に該当する
場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、
当該建築士事務所の開設者に対して戒告を与え、一年以内の期間を定めて当該
建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことがで
きる。

一 建築士事務所の開設者が第二十三条の四第二項第一号、第三号、第四号(同
号に規定する法定代理人が同項第二号に該当する場合を除く。)又は第五号(同
号に規定する法人の役員が同項第二号に該当する場合を除く。)に該当するに
至つたとき。

二 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項の規定による変更の届出を
せず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 建築士事務所の開設者が第二十四条の二から第二十四条の五までの規定に
違反したとき。

四 建築士事務所を管理する建築士が第十条第一項の規定により懲戒の処分を
受けたとき。

五 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業として行つた
行為により、第十条第一項の規定により懲戒の処分を受けたとき。

六 建築士事務所を管理する二級建築士又は木造建築士が、第三条又は第三条の
二の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

七 建築士事務所に属する二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務
所の業として、第三条又は第三条の二の規定に違反して、建築物の設計又は工
事監理をしたとき。

八 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の
業として、第三条から第三条の三までの規定に違反して、建築物の設計又は工
事監理をしたとき。

九 建築士事務所の開設者又は建築士事務所を管理する建築士がこの法律の規
定に基づく都道府県知事の処分に違反したとき。

十 前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその業務に関し不正な
行為をしたとき。